

一般社団法人 宮城県冷凍空調設備工業会 青年部会 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本部会は、一般社団法人宮城県冷凍空調設備工業会(以下、工業会と記す)を母体とし、一般社団法人宮城県冷凍空調設備工業会青年部会 (宮城冷空青年部会) と称する。

第2条 (目的)

本部会は、工業会の事業活動に協力するとともに、青年経営者等を含む会員同士が企業繁栄や業界発展に係る課題や諸問題について、共存共栄の精神を持って相互に学びながら業界の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (行事)

本部会は、第2条に定める目的達成の為に、毎年、定時総会を含み計3回以上、次の事業を行う。

- 1) 工業会の事業の発展に寄与する行事。
- 2) 会員相互の知識向上の為に研修、啓発等に必要の行事。
- 3) 会員相互の情報収集互恵の意見交換。
- 4) 会員相互の親睦に関する行事。
- 5) 次世代を担う会員相互の経営及び技術の向上。
- 6) 情報交換を図る横断的な組織の構築。
- 7) 日設連青年部会への積極的な参加・協力。
- 8) 業界の中長期的な方向性の検討。
- 9) その他、本部会の目的達成の為に必要と考える行事。

第4条 (所在地)

本部会の事務局は、工業会事務局内に置く。但し、必要に応じ、部会長の指定する場所に分科会を置くことができる。

第2章 会員及び組織

第5条 (入会資格)

- 1) 本部会への入会資格は、45歳までの、工業会会員事業所の経営者または従業員とする。
但し、50歳の誕生日を以て、本部会の定年とする。
- 2) 原則として、工業会会員事業所1社あたりの入会人数は制限しない。

第6条 (入会)

本部会の会員(以下、会員と記す)として入会しようとする者は、入会申込書を部会長に提出し、承認を得なければならない。

第7条 (退会)

会員が次の事由により退会する場合は、本人または代理人が退会届を部会長に提出し、承認を得なければならない。

- 1) 第5条第1項に定める定年に達した時。
- 2) 諸事情により、会員として本部会の活動を継続出来ない時。

第8条（除名）

会員が本部会の名誉を損傷し、または本部会の目的主旨に反するような行動があった時は、役員会の議決と、顧問の承認を経て、除名することが出来る。

第9条（役員）

- 1) 本部会に、第10条第1項で定める次の役員を置く。

部会長	1名
副部会長	2名
理事	数名
- 2) 役員は、役員会を構成する。
- 3) 部会長は、会を代表して会の円滑な運営を図り、副部会長はこれを補佐し、必要な場合は部会長の職務を代行する。

第10条（役員を選出及び任期）

- 1) 役員は、会員の互選により選出する。
但し、任期中の役員は、会員から次期役員を、役員会の議決を経て推薦出来る。
- 2) 任期中の役員は、役員会の議決を経て、次期役員に立候補出来る。
但し、最長任期は本条第6項に定める通りとする。
- 3) 役員は、役員会の互選により部会長、副部会長、理事を選出し、第12条並びに第13条の定めるところにより、委員長と事務局員を置く時は、理事から役員会の互選により選出する。
- 4) 役員は、1月1日～12月31日を1期とし、2期間ごとの総会で選出される。
- 5) 役員は、2期間の任期とする。但し、諸事情により任期中の役員を務めることが出来ない場合は、定時総会または臨時総会において本条第1項の定めにより改めて選出する。その場合の任期は、前任者の残存期間とする。
- 6) 本条第1項並びに本条第2項により、本条第5項に定める任期を継続延長して役員を務める者は、役職を問わず最長任期を8期間とする。
但し、本条第1項で定める方法で次期役員が選出されない場合は、最長任期を更に延長する事が出来る。
延長出来る最長任期は第5条第1項に定める定年を限度とするが、左記の限度を待つことなく、職務を次期役員に引き継げるよう、当人並びに第11条で定める顧問は、協力して努めなければならない。

第11条（顧問）

- 1) 本部会に、本条第2項で定める顧問を置く。
- 2) 顧問は、工業会により選任された者とし、顧問する者を本部会が指名することは出来ない。
- 3) 顧問の任期は、工業会において決定し、本部会は左記の決定に従う。
- 4) 顧問は、本部会運営上の助言相談を役目とし、工業会と本部会の連携・調和に務める。
- 5) 顧問は、役員会の決定権及び議決権は持たない。
但し、役員会から議決を求められた場合は、議決に参加することが出来る。
- 6) 顧問は、役員が任務を遂行出来ないと判断した場合は、工業会の承認を経て役員を役員を解任することが出来る。
- 7) 顧問は、第10条第6項に定める通り、最長任期に関して役員会と協議して決める。

第12条（本部会委員会）

- 1) 本部会は、役員会で必要と認めた時に、委員会を設置及び解散することが出来る。
- 2) 委員会は、第10条第3項の定める方法で理事から委員長を選出し、委員長が指名した会員を委員とする。
- 3) 委員長は、委員を解任することが出来る。
- 4) 委員長は、委員会を代表して委員会活動の円滑な運営を図り、委員は、これを補佐する。
- 5) 委員長は、委員から、委員事務役を指名しなければならない。
- 6) 委員事務役は、委員会活動の事務的補佐と、第13条で定める事務局員の補佐及び、事務的連携を役目とする。
- 7) 委員長は、委員に、委員会内の役職を付けることが出来る。
- 8) 委員長を含む各委員は、委員会活動に伴う各役目を遂行する為に、他委員会の協議や事業に参加することが出来る。但し、協議や事業に参加する他委員会の委員長が、参加を認めた場合に限る。
- 9) 本条第8項で定めた、他委員会の協議や事業に参加する 委員長を含む各委員は、他委員会内で協議される議案の決定権及び、議決権は持たない。

第13条（事務局員）

- 1) 本部会は、部長が必要と認めた時に、第10条第3項の定める方法で理事から事務局員を選出することが出来る。
- 2) 事務局員は、本部会運営上の事務及び、本部会と工業会事務局との事務的連携を役目とする。
- 3) 事務局員は、本条第2項に定める役目を遂行する為に、第12条で定める委員会の、協議や事業に参加出来る。
- 4) 事務局員は、本条第2項の役目に係る、労働以外の諸費用を本部会に請求出来ることとし、本部会は、第17条第1項で定める運営費から支払う。但し、領収証が発行出来ない通信費及び交通費、器材消耗品費等の費用は、役員会で協議決定した金額とする。

第3章 会 合

第14条（定時総会）

- 1) 定時総会は、毎年1回、年度終了後3ヶ月以内に開催し、部長が招集する。
- 2) 本部会は、役員会で必要と認めた時に、臨時総会を開催出来ることとし、部長が招集する。

第15条（議決）

総会は、会員の出席数に限らず成立する。但し、議決事項は、出席者の過半数の賛成を得なければならない。

第16条（定時総会の議決事項）

- 1) 前年度の事業報告及び収支報告事項
- 2) 本部会規約に関する事項
- 3) 本年度の事業計画案報告事項
- 4) 役員選出(2期ごと)
- 5) その他

第4章 会 計

第17条 (運営費)

- 1) 運営費は、工業会からの助成金と、会員から徴収する臨時会費とする。
- 2) 顧問及び工業会事務局員の行事参加費は、本条第1項で定める運営費から負担する。

第5章 慶 弔

第18条 (慶弔)

- 1) 本部会は、慶弔の取り扱いを行わない。但し、工業会の慶弔規定に則り運用する。
- 2) 本部会は、慶弔に係る費用を会員から徴収することは出来ない。

第6章 工業会との連携

第19条 (工業会委員会への会員派遣)

- 1) 本部会は、工業会が設置する各委員会に、会員を工業会委員として派遣することが出来る。但し、委員派遣要請の有無は、工業会が設置する各委員会の委員長に従う。
- 2) 工業会が設置する各委員会に派遣する会員は、部会長の指名した者とし、工業会からの指名は受けない。
- 3) 本条第2項で定める、派遣する会員の任期は定めない。但し、部会長は、派遣する会員を解任することが出来る。

第7章 規約の改廃

第20条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、総会の決定を経なければならない。

以上

(沿革)

本則は平成 22 年 1 月 4 日 制定

平成 26 年 4 月 1 日 改定

平成 27 年 4 月 3 日 改定

平成 28 年 4 月 1 日 改定